

【水道課からのお知らせ】

●水道の手続きはお早めに！！

3月・4月は転勤等異動が多い時期であり、水道課窓口も大変混み合う事が予想され、手続きでお待ちいただく時間が長くなる場合がありますので、お引越しが決まりましたら、早めに水道課窓口で所定の手続きをお願いします。

特に3月下旬から4月上旬の期間は混雑が予想されます。

また、水道の使用中止の手続きを忘れずと、水道を使用していなくても水道料金が発生しますのでご注意ください。

○使用開始手続きに必要なもの：窓口に来る方のご印鑑・開栓手数料 600円

●水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです

水道課では水道料金のお支払いについて大変便利な口座振替をお勧めしております。

下記の金融機関窓口にて口座振替用紙がございますので、通帳印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いいたします。

○取扱い金融機関：北海信用金庫（本店・沢町支店）・北洋銀行（全道の各支店）
余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・ゆうちょ銀行

●水道料金の納期内納付をお願いします

本町の水道事業は、原則独立採算制をとっており、事業を運営するうえで、皆さまにお支払いいただいている水道料金が大きな収入源となっております。水道料金を滞納しますと水道事業の運営に支障をきたすとともに、他の使用者との負担の公平性を欠くことから、水道料金の納期内納付にご協力をお願いいたします。

また、水道課では、**3カ月以上水道料金のお支払いを怠りますと大変不本意ではありますが給水停止**しております。本年度は、**44件の給水停止を行いました。**（2月19日現在）

何かの事情で、水道料金の支払いが困難になった場合は、そのままにせず水道課までご相談をお願いします。

◆問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130

森林の立木を伐採される方・森林の土地を取得された方へ

	「伐採および伐採後の造林の届出制度」について	「森林の土地の所有者届出制度」について
制度の概要	森林法により市町村森林整備計画で定められた、伐採および伐採した跡地への造林計画について適切に行われているか確認するために、市町村長への事前の届出が義務づけられている制度です。	森林法により、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後の届出が義務づけられている制度です。
届出の対象となる森林・土地	対象となる森林は、北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林（保安林または保安施設地区内の森林を除く）です。ただし、森林法に基づく林地開発行為の許可を受けた方が伐採する場合等は対象外です。	対象となる土地は、北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林で、且つ新たに取得した森林の土地です。登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性がありますのでご注意ください。
届出の対象となる方	森林所有者が自ら伐採し造林を行う場合は、森林所有者が届出者となります。伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者と森林所有者の両者連名での届出になります。	個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。
届出の期間	伐採を始める90日前から30日前までに、伐採する森林のある市町村長に届出をしてください。	土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。
届出書の記載内容	届出者の住所氏名、森林の所在場所、伐採の計画、伐採後の造林の計画等の記載とともに、添付書類として森林の位置を示す図面が必要です。なお伐採業者が伐採するときは、立木売買契約書等買い受けたことを証明する書類の写しが必要です。	届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書等権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

◆問合せ 農林水産課 ☎21-2123
後志総合振興局 林務課 ☎0136-23-1382